

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信編集 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

216 号

2021 年 4 月 17 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

ウェブ会議活用のために、会員サイトの登録をお願いします

事務局長 清水鏡晴

会員の皆様へ、新型コロナウイルス騒動から 1 年と半年が過ぎました。そして現在もコロナウイルスは猛威を奮っております。そのために政府主導でテレワークが推奨されています。わが事務局もその流れで申請業務期間以外は在宅勤務を実施中です。

会の運営委員会である理事会、各種研修会などは従来通り実施してはいますが、会場では定員の半数程度での使用で許可されています。今後もこの流れは継続されるでしょう。そこで会では積極的にインターネットを利用したウェブ参加を利用しています。昨年末から 4 月までウェブ研修会、ウェブ会議、ウェブ説明など数多くの研修会議を実施してきました。このウェブ参加は前もって「参加会議の URL」の送信が必要です。

6 月 20 日には第 18 回の定期総会が予定されています。この総会のためにメール送信が必要です。「会員サイト」未登録の会員さんに「招待メール」を送りたいと思っています。メール送信を望まない会員さんは、事務局まで連絡をお願いします。

体験治療再開へご協力をお願いします

理事 山口 充子

あん摩マッサージ指圧治療のすばらしさを実際に体験してもらい、「あはき」利用者を広げていくことを目的に体験治療に取り組んでいます。

コロナ禍により体験マッサージが中止状態でしたが、会場が利用できるようになりましたので、3 月から千駄ヶ谷社教館の和室で行うことになりました。4 名の希望者に岩下先生が応じていただき、山口が連絡・受付に対応しました。

治療体験希望者には「NPO 医療を考える会」へ賛助会員として入会をお願いし、体験治療代は資料代とし 1000 円をいただくことになりました。

あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療の健康保険による受診は規制が強まるなか、患者のみなさんの理解が大切です。体験治療の交流により、治療のすばらしさ、健康保険の利用についても理解を広げていければと思います。今後千駄ヶ谷社教館だけに限らず身近なところで増やしていけたらと願っていますのでみなさまのご協力をお願いいたします。

体験治療の事業は、施術者の会員にはボランティア活動として一定の費用が用意されています。

今までは月一回第 3 木曜日の午後 1 時～4 時の 3 時間を予定していますので NPO の事務局に登録していただけたらと思っています。よろしくお願いします。

施術管理者研修問題についての要請書に対する厚労省の回答

厚労省には施術管理者研修問題で要請書を3月23日に提出しました。

その件で3月29日(月)に厚労省保険局医療課堀本氏から面談には応じられないので、書面にての回答(約1か月の間)の申し出がありました。

厚労省との面談指定日を4月6日(火)13時に申し出をしておりましたが、コロナ禍であるのと面談の申し出が沢山あり1件1件には応じられないのが拒否理由のようです。 清水一雄

2021年3月23日発

厚生労働省保健局医療課

保険医療企画調査室長

山田 章平 殿

一般社団法人鍼灸マッサージ師会

代表理事 清水 一雄

151-0053

東京都渋谷区代々木2-39-7メゾン代々木201号

電話 03-3299-5276

要 請 書

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う
施術管理者の要件について

平素はあんまマッサージ指圧、はり師及びきゅう師養成教育についてご指導ご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さてこの度療養費受領委任払い、施術管理者研修においての「特例について」保発 0210
第1号(令和3年2月10日)が厚生労働省保険局より通達が発出されました。

それによりますと令和2年3月4日付保発 0304 第1号「要件通知」が基本とされ、その
特例として発出したと考えられます。

私たち鍼灸マッサージ師は厚生労働省通知遵守のため発出のたびに理解しようとしておりま
すが、読めば理解しがたい箇所があります。

以下の疑問にお答えしていただきたく対面での回答を要請いたします。

質問事項

- ①「要件通知」は非常に厳しいものと理解していますが実現可能との認識でしょうか。
- ②「特例通知」は知事及び地方厚生局長へ発出されていますが、対象者には周知徹底されている
と認識されていますか。
- ③受領委任払いの制度移行により柔道整復師と根本的に異なると考えますが、柔道整復師の
受領委任をモデルケースとしています。その根拠をお示してください。
- ④受領委任拒否の保険者への行政指導が必要と考えますが、厚労省保険局の見解をお聞かせく
ださい。

以上の疑問を解決のために厚生労働省へ赴きますのでご回答をよろしくお願いします。

訪問期日：2021年4月6日(火)午後1時(*不都合であれば都合の付く日程をお知らせく
ださい)

令和3年3月24日付厚労省通知と審査請求報告会の件

代表理事 清水一雄

【厚労省通知保医発 0324 第2号等の件】

令和3年3月30日に出された通知は4月から実行される「あはき療養費の支給」でまたしても国民を幸せにしないものを押し付けてきた思いです。

同じ頃厚生労働省保険局医療課 保険医療企画調査室長 山田 章平氏宛に厚労省通知の説明を求める面談等を要請書として提出しました。

後日厚労省から面談の件で断りの連絡がありました。面談できない理由をいろいろ語っていましたが、面談をしてとことん話し合う姿勢がない限りはまともな医療行政は無理だと感じています。民意を反映させるためにも今後もしぶとく通知を出すときには説明会開催の質疑応答を求めています。

会員の皆様

この度の厚労省通知は厚労省のホームページ（療養費の改定等について）で必ず見るようにしてください。厚労省の見解通りになびくのではなく疑問を持ってほしいのです。

疑問の声は厚労省に発してください。厚労省が説明会を開かない限り電話では丁寧に説明すると言っています。厚労省保険局医療課 03 - 5235 - 1111（内線 3276）

印鑑を無くしていくことに反対しているのではなく、それ如きにいろいろ意味不明な条件を付け被保険者を蔑ろにし「あはき療養費の支給」取り扱いに混乱を招いていることです。

【審査請求報告会の件】

この度東京薬業健康保険組合（保険者という）での償還払いによるマッサージ療養費の不支給に対し審査請求は棄却となり、その経緯について話しました。

① マッサージ療養費は初療から半年間支給されましたがそれ以降は不支給

患者Nさんが腰部脊柱管狭窄症による酷い坐骨神経痛により、通院していた整形外科医院にて同意書を発行してもらい、療養費支給申請し半年間は支給されたがそれ以降令和元年9月から令和2年10月のNさんの誕生日（後期高齢者）前までが不支給です。

Nさんは治療室まで片道2時間かけて足を引きずり、休憩しながら通っていたのが痛みは抜けきっていないが、緩和し普通に歩けるようになってきたのにこの度の不支給に憤慨されています。

② 不支給にあたってNさんへ調査（調査書照会）書が保険者より送られる。

Nさんへの回答を求めた内容は、施術を受けなくなった理由、同意医師を受診した理由、整形外科などの専門医に受けた経過があるか。初療から現在までのマッサージの治療の状況、施術についての人体図に印をつけさせる。マッサージの施術に関して医師からどのような指示があったか。

③ 保険者は同意書発行医師へ診療と病状に関する情報の開示、その他保険給付に関する問い合わせを行う。

もっともらしい理由付けをして療養費の支給を打ち切るための理由探しでしか感じられないのと同じ同意医師は同意書を発行したために、保険者から何やかんやと詮索され無駄な時間を費やしたわりに気分を害したと察されます。

それ以後の同意書はこれを最後にして欲しいと断られることになり、新たに同意してくださる医師を探さなければなりません。

④組合健保から後期高齢者になってからは療養費が支給されている。

保険者 A は支給しないが、保険者 B は支給する。このような事態が起きることそのものが患者にとっては国民皆保険制度にあつて健康保険料を支払っているのに、健康になりたい健康権が付いてこない。このようなことを厚労省が許してしまっている。

あはき受療委任をやるのであれば全国一律にし、償還払いを保険者の裁量にすること自体が根本的な問題です。

⑤現在は再審査請求に突入中

審査請求は 6 か月、再審査請求は 8 か月と膨大な時間がかかってしまい、その間健康保険は適応外であり、裁決が棄却であれば国民皆保険からはじかれてしまいます。

健康権が反映されるためにも N さんをサポートし、再審査請求に臨んでいます。再審査請求は厚労省にて公開審理が予定され、審議官には医師を入れることになっているので、社会保険審査会には東洋医療に理解ある医師と傍聴席は 100 人用意するように要望しています。

野川公園
自然観察園の
山吹



保険者が創作する不支給は認められない

久下 勝通

3 月 28 日「マッサージ療養費不支給」審査請求と今後の対策検討会が行われ、清水代表理事自身のマッサージ療養費不支給審査請求の報告がありました。

この東京薬業健保組合が行った不支給は、保険者が創作した不支給です。清水代表も指摘されていることですが、このようなやり方を放置すれば不支給は膨れ上がっていくでしょう。

保険者は不支給の理由をつぎのように、麻痺、関節拘縮が認められないからといっています。

「健康保険法で定められている按摩・マッサージ療養費の支給対象となる適応症は主に筋麻痺、関節拘縮等医療上マッサージを必要とする症例とされています。今回同意医師に〇〇様の症状について照会を行ったところ、それらの症状は認められないとの回答を得ましたので、〇〇様が受けられているマッサージは療養費の支給対象外となります。」

医師の同意書が無視・患者さんに対する調査の結果も無視

しかし「筋麻痺、関節拘縮等医療上マッサージを必要とする症例」か、どうかを判断するのは医師であり、医師の判断は提出された同意書により示されているのです。保険者は医師より提出された同意書は無視し、不支給を作り出すおかしい調査による不支給です。

保険者から医師への「筋麻痺、関節拘縮が起きているか否か、医学的所見を具体的にご教授ください」との文書による照会を行なったのです。

照会に対する医師の回答は「腰部脊柱管狭窄症によるしびれ感、腰痛、下肢痛を認めます。筋麻痺は認めないような思われます。変形性関節症による両膝、両肩の稼働制限はみとめるかもしれません。」と

医師の回答が、保険者の意図した回答とは異なるため、さらに重ねて「電話による照会」として、医師に対して関節拘縮はないだろうという問い合わせを行っているのです。

審査請求でだめなら裁判の場で是非論議が必要

憲法そして健康保険法にもとづき、患者の医療を受ける権利を尊重する療養費の支給のため、審査請求そして、だめならば、さらに裁判の場で、ぜひとも論議しなければならない問題と思います。

療養費とは何か

.....

何が我々と異なるのかを考えなければなりません。方法はいろいろありますがやればできるということです。



療養費の根拠は国民健康保険法にあります、誰でも被保険者であれば健康保険で全国どこでも療養の給付が受けられると定められています。しかし時と場合により(保険証を持っていなかった、急病であった、外国にいたなど)被保険者の証明ができず自費にて受けなければならないこともあります、そのような時に「償還払い」という特殊な方法が認められています。

それは一旦自費にて全額医療機関に支払いその領収書など証明するものを添えて後日保険者に申請すれば保険者で審査して自己負担分を引いた額が被保険者へ支払われるという特殊な方法です。

これは特例です。我々(柔整師含む)は特殊な例をあてはめて支払われています。

しかし、この時には主導権は保険者にあり条件に見合わなければ支払わなくても良いことです。

保険者の自由意志(極端ですが)によることです。そこでは患者がいくら異議を申し立ててもよほどのことでない限り認められないということです。(今回これにあたりました)

療養費制度を変えないと始まらない

医療でない療養費の制度を療養の給付にすること、(これは以前から中心で活動している先生方は理解されていたことですが)ではどうするかです。

いろいろありますが署名運動もそうですが、法改正のためのロビー活動、

民主的に医療を受ける権利をあらゆるところで主張するなどが考えられます。わたしは今の鍼灸界で施術者の団結が弱すぎるのではないかと考えています。

「制度がどうであれ何とか収入があればそれでよい」という方が多くおられるのではないかと考えています。先日歯科医の先生と話して歯科医師会の組織率は50%程度だそうです。

かつては医師会に登録しなければ保険請求できなくて、組織率は90%ぐらいあったそうですが現在は登録すれば個人請求ができるようになり組織率が下がっているそうです。この点においては我々と同じです。

つまり国の方針として師会などで団結されると面倒になるので団結できないように制度化しているのです。これはあらゆる場面において変化しています。私たちは生活面、経済面で協力できる制度を作らなければ対応はできないであろうと考えています。今後の鍼灸師会の運動に期待したいと考えます。

3回に分けて私の審査請求をまとめてみました。(214号受領委任制度の本質は・215号受領委任制度では不支給はやむを得ないのか・216号療養費とは何か)いろいろ書きましたが批判などあらうと思います、自分たちの生活を守るためには皆さんが意見を出し合い議論していかなければ進みません。是非意見をお聞かせください。



保 険 部 会 報 告

日時： 令和3年3月28日(日) 場所： 千駄ヶ谷社会教育館

出席者： 奈須守洋、清水鏡晴、清水一雄、土田仁(Web参加)、久下勝通

奈須： 本日は2点について話していきたい。

- ① 部長不在について ② 今後どう運営していくか

清水郁夫部長より、「体調不良のため部長を辞退したい」との申し入れがあった。部長の意向を尊重し、自分が部長を引き継いでいきたい。

清水(一)： 以前、高橋養藏、山口充子さんが部長を務めてきてくれ、そのあと清水郁夫部長になって7、8年務めてくれて、保険部がつながってきた。保険部は会で重要なポジションでもあるので、奈須新部長がつないでいってもらいたい。ただ、今までの保険部は学習会的なイメージが強かったが、その依存から離れてほしい。あはきが医業類似行為であると認めさせる動きがある、これからは医業であると認識させていかないといけない。そういうふうなことで保険部が率先して取り組んでいく会にしたい。

奈須： 4年程前から部会に参加するようになったが、国の医療行政を変えていく方向性が強くなってきたように思う。自身でもわからず色々調べてきた。保険部のメンバーは主体的に動く人たちのので、主体的に勉強していく。今後2、3トピックスを上げて意見交換、情報交換しつつ、理解を深めつつ、この会の運動の中心的な部会になるようやっていきたい。

清水(一)： 来期の事業計画(案)と予算案を立てないといけない。

荒木さん提言の東洋医療臨床養成講座案があり、各部会を廃止して統括するのではという話が出ているが、廃止ではなく各部協同して進めるということです。保険に關しての講座をやるときは保険部が率先してやらなければいけない。総会の2週間前までには、部長が皆の意見をまとめて資料を作っ
て欲しい。

奈須： 部会を3ヶ月に1回の頻度で開催してきたので来期もその予定になると思います。

清水(一)： 橋本さんが行った審査請求が刺激をあたえてくれたが、本来ならそれをサポートしていくことが保険部の役割。それぞれのやり方でのサポートで保険部をクローズアップしていけるようにしたい。

奈須： コロナ禍で皆がリモートで受け身になっていて、話している人が議事録を見ても限られていて、どうしたものかと感じている。集まって会議できると良いがもどかしい。(記録者 清水明見)

ごあいさつ 保険部長 奈須守洋

「あはき医療」は国の医療行政の外へ外へと追いやられている傾向にあります。受領委任払いとなつてからも行政の管理が効く分、ますますその傾向は強くなっております。ここで皆様に考えて頂きたいのは、「医療は誰のためにあるのか」という根源的問いについてです。

そしてこの問いに国は医療行政という形で答えているのでしょうか。それと同時に、私たちも日々の集患や臨床、療養費支給申請業務の中でこの問いに答えていかなくてははいけません。そのためにも、私たちは「あはき医療」について深く理解する必要があります。

駆け出しの私にとってそうであったように、これからも保険部会が皆様の「あはき医療」理解の一助になれば幸いに存じます。多くの皆様の部会へのご参加を心からお待ちしております。

保険部会からのお願い

令和3年3月24日付の厚生労働省通知を是非ご確認ください。検索方法は google ブラウザにて「 厚労省通知 あはき 0324 」の検索ワードを入れて頂き、一番上にある「療養費の改訂等について | 厚生労働省」をクリックすると公式ページに飛びます。もしくは右の QR コードをスマートフォンで読み取っていただいても公式ページにアクセスできます。よろしくお願い致します。



会ホームページへ会員治療院掲載のご案内

皆さんの治療院のホームページ(自院ページ)を社団公式ホームページの中の「会員治療院紹介ページ」に掲載しませんか？

- 1 会ホームページ経由で、一般社団法人鍼灸マッサージ師会所属の治療院という社会的信用と認知が得られる
- 2 ①の結果、自院ページへの閲覧者流入増加による予約の確定率が上がる
- 3 自院ページと当会ホームページの両者からリンクさせる事により自院ページの SEO 対策(ホームページを検索上位にする対策)の外部対策に成り、SEO に強いホームページ構築に繋がる
- 4 直接、治療院のホームページが見られなくても(治療院のホームページがなくても)当会のページを経由して予約が得られる
- 5 当会が健康保険を主に取り扱う施術者団体なので、保険の使える治療院を探している人にはとても効率良く、自宅近くの治療院を探せる

など、メリットが多く、掲載しない手はありません。

参加する施術所や施術者が増えれば増えるほど当会ホームページへの閲覧者が増え、自院ページへの流入も増えることから、共存共栄を実現できます。

是非、皆で個々の自院ページも強くなり、会のホームページも充実したものにしていきませんか？

申し込み先: 申し込みフォームに記入後、メールで送信してください。

申し込みフォームは「会員サイト(サークルスクエア)」の「フォルダ」の「メンバー共有フォルダ」に入っています。

電話・FAX での申し込みは不可です、必ずメールをお願いします。

会員サイト未登録の方は下記までメールで連絡いただければ「申し込みフォーム」を送ります。

奈須守洋・nasu1clinic@gmail.com 土田 仁・rtnrq517@outlook.com

集客はこれ！簡単に出来るホームページ活用 5 つの方法

清水 鏡晴

皆様こんにちは、コロナ騒動禍で日々の売上はいかがですか。一般社団法人鍼灸マッサージ師会も全体的に売り上げは落ち込んでおります。

そこで前回に続き今回は「ホームページ活用」で簡単に出来る集客方法を紹介いたします。

なお、この前の「自分で出来る集客方法」は大変好評でした。ありがとうございました。

「ホームページ活用」と「自分で出来る集客方法」を行えば開業してもやって行けます。コロナにも負けません。ただし、それなりの技術があればの話ですが・・・

(技術の不安な方は、あくまで未定の話ですが、“東洋医療臨床講座開設”の動きもあります。)

おすすめのホームページ作成は世界で一番普及しているワードプレスを使います。

これはサーバー(インターネットとパソコンを繋ぐサービス会社)と契約しないといけません。しかしその分メリットがあります。ワードプレスが無料で使えます。

1. ドメインを自分で作る。

古い話ですが、僕が初めてホームページつくった時は IBM のホームページビルダーでした。

この形式だと自分のドメイン(ホームページの住所)は持てず、管理会社のドメインでした。ワードプレスですと自分でドメインを作成できます。

一般的には自分のホームページの名称をドメインにします。この方法がホームページの信用や検索順位につながります。

例：hari-kyu-〇tiryouin.com： 鍼灸〇治療院〇〇massage.com： 〇〇マッサージなどです。

2. プロフィールを充実させてターゲットを絞る

自分がどのような客層を狙うかです。その狙う客層と自分のプロフィールが合致していると理想的ですね。例えば美容鍼をメインの科目にするなら、“〇〇エステサロン勤務経験あり”とか“〇〇エステ資格取得とか”又は“〇法腰痛整体講師”で狙いは“ぎっくり腰専門施術院”とかです。

3. キーワードを作る

狙いが決まったら、キーワードを作成します。美容鍼なら「はり 美容 〇町」「美容鍼 効果たるみ〇町」など。

腰痛狙いなら「ぎっくり腰 マッサージ 〇市」「慢性腰痛 改善 整体」高齢者の保険治療なら「脳梗塞 保険 マッサージ 〇町」「寝たきり 改善 マッサージ 〇市」などです。10個程度は作ると良いですね。そして必ず自分の地域の地名を入れます。

4. ブログと連動させる。

せっかくホームページ作成してもマメに更新しないと、検索順位は上位表示されません。ブログと連動させることで更新できます。ブログのテーマは特にありませんが、時々「ボランティア活動」が入っていると良いですね。会のボランティア活動は積極的に参加してその様子をブログ公開する。

社会的活動にも参加する様子を知ってもらうことは大切です。

5 ツイッター、フェイスブックと連動させる。

ブログを更新したらツイッター、フェイスブックを連動させると良いですね。これを頻繁に行うことで検索順位が上位になります。

初歩的な話しですが見込み患者さんが検索したキーワードで1ページに表示されないと自分のホームページを見てもらう確率は数パーセント程度になります。

そこから来院となるとまた減ってきます。検索順位上位を目指しましょう。

ホームページ作成業者の紹介

ここまでホームページ作成方法を紹介してどうでしょうか。自信を持って作れますか。まず普通は最初から自分では作れません。どうしても初期は業者に発注はやむを得ないです。

検索順位が上がらないとホームページからの集客が見込めません。

ホームページ作成料金はピンキリで上は数100万円から下は10万円程度が相場です。一人治療院又は家族経営ならまずは10万円程度から始めたらどうでしょうか。

現在10万円程度のホームページを、この当会の会員さんに限って特別価格5万円で作成してくれるそうです。ページも7ページまでOKです。超破格価格です。

しかも通常はレンタルサーバー代が約1万円程度かかります。これも1年間は作成費に含まれるそうです。

患者さんからの電話以外の予約を考えている方に、予約登録が完了するとメールで連絡が入るシステム、インターネット予約システムレゼルバ(RESERVE)への設定と接続の代行も含めてサポートいたします(レゼルバは月間予約件数100件まで無料で利用できます)。

先着3名様に30,000円特別プランをご用意いたしました。ドメインをお持ちでレンタルサーバーの契約をされている方に新規サイト作成を30,000円でご提供いたします。ただし、レゼルバへの接続と今あるサイトからのサイトリニューアルは含まれません(別途見積りはいつでも承ります)。

出されて白熱した議論になりました。

他の参加者の中には鍼灸マッサージ院に通っているが保険診療ができるところもありできないところもある、良く分からなかったが今回の説明でわかった、これからも交流してほしいなどのコメントがありました。

今回の協同労働協同組合(ワーカーズコープ)設立の件はまだ決まったわけではなく今後の選択肢の一つとして検討するに値するのではないかと考えています。

また厚労省の受領委任に対する反対運動をする上でも、新しい働き方を生み出すにも今回の立法は使えそうな手応えがありました。使い方によっては厚労省への交渉力を強化できそうです。

またNHKクローズアップ現代の取材に関しては私たちの不利益な現状を訴えましたがどこまで採用されるかどうかは判りません。インタビューのコマは1分ほどになる

そうです。放映は4月28日22:00から放映されるそうです。ご覧になって感想を事務局にお寄せください。詳細は総会などで報告できると思います。新しい鍼灸業界を開くことができるか期待しています。会員各氏多数の出席をお願いします。

4月4日西早稲田労協会館にて2時間半にわたり休みなく白熱した質疑応答がなされた。

清水鏡晴より：

今の時代に新規開業者は激減というか、ベテラン治療家が閉院している状況である。その中で新規開業するには個人では無理な話である。しかしこの共同労働形式なら3人以上集まって出資金を分担すれば開業も可能ではないかと思います。今後大いに利用したい制度ではないでしょうか。

事務局より

コロナ禍はつらき続くものでしょうか……
世界中の人がマスクをし人との間隔を空け
対面での会話や飲食を避けてる状況は
実に不自然である。
つまりが原因ならば人が自然な領域に
踏み込んでしまった結果と言える。
動物と人間との境を守り人間が自然界
あふる行動をしつれば、特型コロナに
感染することは無かったかもしれない。
空を飛ぶ鳥もむいいとて月に行く必要
あつたろうか……
インターネットは便利だが情報が多すぎ
どれが本当か分からない。
車を止めてはロボットが何ひもやってくれ、
運転して手も足も不要になるかもしれない。
種乳洞に生息する魚は目が無い。
不要なものほど退化する事を考えると
恐ろしくなる。

中野郁雄

その人らしさを生かす支援とは何かについて考える

松本 泰司

介護の世界ではあるべき理念が明確にあって、それを基に各サービス計画が決められている。例えばケアマネの場合、利用者の課題は『〇〇で困っているという』形式で計画を作成しないといけない。

田舎の人と田舎の言葉で
話したいだけ



何故なら困り事がなければ支援が必要ないことになり、プラン作成のケアマネもいらなくなる。それ故、本人が困っている自覚がない場合、ケアマネが洞察力を使って潜在する困りごとを見つけることが必要になる。ここで理想通りにはいかない事が日常的に発生する。

Tさんは87歳男性で本人からの困り事はなかったと云うか、Tさんは私には一言も言葉を発しない。私はかなり長い間Tさんは脳梗塞が原因の失語症だと思い込んでいた。

しかしある時長女から「父は無口な東北人で本当に信頼する人にしか口を開かない。」のだそうだ。加えて「父には東北弁で話しかけないと反応はないです。」と言われた。私は吉幾三のモノマネをしようかと思ったがやめた、そう云う雰囲気ではなかった。

ある日私が利用者のニーズが図りかねているのを知っている、ショートステイの職員から電話で連絡があった。今日Tさんが始めて言葉を発しました。『早く死にたい』そうです。これはニーズにはならない。そこで**Tさんらしさ**を表わすニーズは『故郷の言葉で話したい』になった。

ここで間違えてはいけないのは、その人らしさを生かすとはその人の我儘をそのまま反映することではないと云うことだ。

Fさんは83歳で神経質な女性だった。本人曰く「自分は綺麗好きなので床を水拭きして欲しい」という申し出だった。ヘルパーが雑巾を濯いで真っ黒になったバケツの水を、トイレに流そうとしたらFさんの強い抵抗にあった。

Fさんは「汚れた水をトイレに流すと便器の淵が汚れる。」それだけでなく「汚れた水には養分が含まれている、そのまま捨てずに2階のベランダから駐車場の屏際に植えている樹木にかけて欲しい。」と言って聞かなかった。

ヘルパーはきっぱり断った。「下に人がいたら汚れた水がかかるので出来ません。」

Fさんは「下を見て人がいない時にバケツの水を撒けばいいでしょ。」

ヘルパーは「駐車している車にかかったらどうするのですか。」

Fさんは「誰が車にかけろと言ったの、樹木にかけろと言っているでしょ！」

その日の夕方、ヘルパー事業所の責任者から私に電話があった。「Fさんのヘルパーサービスは今後お断りします。」私は丁寧に謝った。

Fさんはこの人らしく振舞った。高齢者は長年の月日のうちに個性化が進み独自性が強くなっている。社会の枠からの離脱がそれに輪をかける。自分らしさとは今の自分をこれでいいと開き直すことではない。意識の淀んだ依怙地な部分ではなく、その人なりの意識の高い澄んだ部分を反映したものが、本来のその人らしさではないかと思う。

より良き自分が出た生き方が本当の自分らしさであれば、それをニーズにして具体的なサービス支援につなげていきたいと考えるのである。

第1章 治療院開業編

1 開業の決意をする

誰しも患者救済の理念や自己の可能性の追求、また、思う所あつての存念、また、やむにやまれぬ事情などで独立開業を決意するところであるが、日本の東洋医学、はり、灸、指圧、手技療法、湯液等の業界のおかれた立場は容易なものではないことに直面して不安に駆られることでしょう。

東洋医学の歴史は5000年以上といわれているが、現代の日本国ほど、不当に東洋医学を冷遇、迫害している国はみあたりません。

奈良時代より明治より明治8年まで1400年の「日本歴代の政権で明確に政権から医療への暴挙的介入をして、医療は西洋医学のみとして、東洋医学を排斥してきたつけが現代でも続いている。日本国民にとっての不利益、損失は140年以上経過し計りしれないものがあります。

徳川幕府についた漢方医、明治政府に多かった蘭方医など時代的背景はありますが、国の将来を考えるなら、正當に東洋医学を評価して取り入れるべきです。

現在は不遇の東洋医学界ですが、西洋医学の限界、薬害等もあり、未来は東西医学は長短補う統合医療として、世界人類のために必要欠くべからざる医療として復活することでしょう。開業を決意された皆様に祝意を申し上げます。本書が皆様にとって開業、経営の指標、参考になれば筆者として幸いに思います。

2 主力となる治療法の設定

1) 会合に際して、自己の資格のなかで最も自己に適した、好む治療手段がおのずと定まってくるものです。そこに磨きをかけて、内なる自信をつけて開業するのが良い、そうすると患者に接しての対応がすべての面でよい方向に発展、回転していくことでしょう。

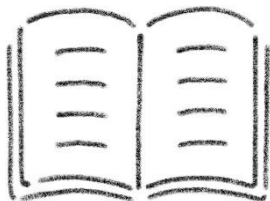
それは心配り、言葉使い治療方法、手技などに表現されて、患者に安心感と信頼感を与えることです。

繁盛している治療院を受診するのもよい、引いては疾病の治癒まで治療が継続となるのであり、それによって患者の増加と治療師にとっては豊富な治療経験の知識と自信と技術が身につくものです。

2) 気を付けるべきは、関東と関西では鍼灸に対する意識、認識が大いに違う点である。

私が育った九州熊本では鍼灸治療が盛んであった。私見ではあるが幼少の頃、蓄膿症だといわれて背中に4ヶ所位お灸をしてもらいに連れていかれ、その後、家でお灸をするようにいわれ、3回位やったところ、ある日すごい程、鼻汁が出て治ったのである。その経験があったので子供心にもお灸は効くものだと感じたものである。

しかし、九州、四国、関西地方と違い、関東や東北地方の人々は子供の頃より鍼灸治療の経験が希薄であり、大人になって鍼灸治療を受けることに非常に恐怖感を感じる人が多い。



実際の所、鍼の痛みは注射針の5分の1位であり、直接灸の熱さも3秒間くらいのものであり、なにも恐れることはないのであるが治療院経営が軌道に乗るまでは、鍼灸治療への恐怖感を持っている患者に対しては、鍼灸治療をやりたい気持ちを抑えて、指圧、マッサージなどの手技療法より初めて時間と症状によって鍼灸治療をすすめるという方法がよいでしょう。そのほうが確実な道である。

3 開業資金の準備

- 1) 自宅開業（自宅物件含む）か賃借物件開業かで大きく相違する。

本書では賃借物件で開業される人のために提案したい。何故なら、家賃の要、不要で大きな違いとなる。物件にもよるが私が開業した 2001 年当時、埼玉県 S 駅、駅より徒歩 3 分マンション 1 F、16 坪の物件で 1 月、85,000 円であった。

保証金 190,000 円とベットや鍼灸、綿、アルコール、その他の部品と半年分の生活費で 200 万円～300 万円必要としたのを記憶している。

- 2) 時代背景や物価事情、治療院開設場所によっても違ってくるが参考にさせていただきたい。都心は賃料が高い事を覚悟すべきである。

4 開業物件探し

- 1) 患者の足で判断する。(電車かバス主体の患者)

大多数の患者、或いは遠距離からの患者が多いときは、駅より5分以内の物件を選定すべきである。

これは都心で開業する場合も地方や郊外で開業する場合も同様である。この場合でも駐車場は3～4台分はあった方がよい。

- 2) 自家用車主体の患者多数 (地方都市、町村等)

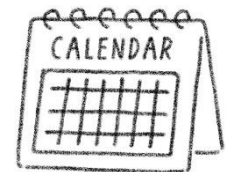
この場合は道路交通の要所や町中心部や駅の近くが良いが駐車場 4~5 台分が必要になる。地方なので家賃は安くなるが人口は少なくなるので経営も厳しくなるが都市と相違してロコミの力が大きくなる強みがある。都会人はロコミが難しい。上記のように都市と地方で 2 つの選択肢があるので熟考されたい。

5 開業物件確定

- 1) 外因的物件確定要因

(イ) 市場調査（物件周囲の人の流れや発展性）（ロ）人口動態（老弱の人口比、患者層の可能性）

(ロ) 同業者調査（過当競争の防止等） (ハ) その他の障害調査、外部環境等



- ## 2) 内因的要因解決

(イ) 法医学や易占等で開業費の吉凶を判断し決心する。(高島易断の本を私は利用している) 誰もその後の人生を決する事なので、何かにすがりたい気持ちになるのは当然の事である。私の友人のO氏もそうだし、私も秩父の占者に判断してもらい結審したのを思い出す。(西方位が吉)

(ロ) 上記の判断をもとに開業物件を確定する。

(ハ) 吉日を選定して開業日を決定する。何故なら未来は分からないし、この世は人知の及ばない事があるからである。

(以下、次号へ継続し掲載します)

.....

- 6) 開業物件の準備作業 7) 保健所への届け出 8) 保健所の視察 9) 広告看板 10) 挨拶回り
11) 医師へ同意書発行への協力の依頼、12) 鍼灸医療器具購入先の確保、13) 広告宣伝対策、同意書
について

[illegible]

【海江田万里の政経ダイアリー】2021. 3. 31号

●マンボウは感染拡大防止に効果があるのか？

ここ数日、「マンボウ」という耳慣れない言葉がマスコミで飛び交っています。マンボウは正式には「まん延防止等重点措置」と称し、今年2月に議論された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正」で新たに設けられた制度です。法律では「『まん延防止等重点措置』を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する」とあり、どんなケースでマンボウを適用するかなどの具体的な内容は政令に委ねられています。

最近のニュースでは、大阪府の吉村知事が、近日中に政府に対して「マンボウの適用を要請する」と伝えられていますし、東京でも、厚労省のアドバイザリーボードのメンバーである舘田日本感染症学会理事長が「都内の感染者が700人でマンボウが必要」と新聞の取材に語っています。

一般にマンボウは緊急事態宣言より緩い措置と理解されていますが、現在の東京や大阪の状況は、緊急事態宣言と比べて、さらに緩い措置で乗り切れると考えられるのでしょうか？私はそうは思いません。緊急事態宣言とマンボウの大きな違いは、緊急事態宣言が都道府県を単位として発動されるのに対して、マンボウは市町村などの地域限定で適用されることとなっています。ただし、東京や大阪などの大都市では人の移動も活発で、仮に東京でマンボウを適用する場合、「23区内だけ」といった具合に範囲を絞ることは非現実的ですから範囲が都道府県レベルになると思われます。

もう一つの違いは、それぞれの適用の目安が、緊急事態宣言は、感染状況が最も深刻な「ステージ4」に相当するかどうかであるのに対してマンボウは「ステージ3」相当で適用を想定し、感染が急速に広がっている場合は「ステージ2」の場合でも適用の可能性はあるとしています。この「ステージ」の判断には、感染者数だけでなく病床のひっ迫具合などいくつかの要素がありますから、厳密には、どのレベルで適用を要請するかの判断は都道府県の知事に任されています。マンボウを適用するかどうかの最終的な判断は政府にあります。緊急事態宣言の場合は、政府対策本部長（総理）が、国会報告を行います。マンボウは国会への報告の必要はありません。総理の記者会見なども行われなくても構いません。

●マンボウでもこれまで以上の感染防止を

マンボウによる要請と命令の範囲は、飲食店などに対する従業員の検査受診の勧奨、営業時間の短縮、発熱などの症状のある人の入場制限などとなっており、先ず要請を行い、その後、命令、そして命令に従わない場合は20万円以下の過料が科せられます。ただし緊急事態宣言では可能な特定の業種などに対する休業要請はマンボウではできないことになっています。

これまで政府は、2度にわたって緊急事態宣言を発出しました。第2次の緊急事態宣言を解除する際のホネは、「これ以上緊急事態宣言を継続しても効果はないのでは？」という消極的なものでした。今年は、夏にオリンピック・パラリンピック、秋までには衆議院の解散・総選挙がありますから、政府は、再度の緊急事態宣言を出したくないとの思いから急場をしのぐためにマンボウの仕組みを考えたのです。マンボウを軽くみて気を緩めると感染はさらに拡大することだけは指摘しておきます。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R03 年 4 月

1	木	
2	金	
3	土	申請書〆切
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	申請業務
8	木	
9	金	
10	土	事務局通信投稿締め切り
11	日	
12	月	事務局会議 (13:00～15:00)
13	火	
14	水	伝統手技療法部会 (19:00～21:00)
15	木	体験マッサージ (13:00～16:00)
16	金	
17	土	
18	日	NPO 理事会 (10:30～12:30)
19	月	
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	会計監査
26	月	
27	火	
28	水	支給明細などの発送
29	木	昭和の日
30	金	療養費の振り込み

R03 年 5 月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切 憲法記念日
4	火	みどりの日
5	水	こどもの日
6	木	
7	金	申請業務
8	土	
9	日	三役会 (13:30～16:30)
10	月	事務局通信投稿締め切り
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	社団理事会 (13:30～16:30)
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	体験マッサージ (13:00～16:00)
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	支給明細などの発送
29	土	
30	日	
31	月	療養費の振り込み

※ 事務局は 5 月の連休中も通常通り営業します